## (注意事項)

- ※1 本報告書の記載内容について、必要に応じて聴き取り調査を実施し、又は挙証資料の提出を求めることがあります。
  - 2 指定管理者は、当局との協定締結以後2か月以内に当局に提出してください。
  - 3 本報告書1のチェック項目(1)~(11)の記載内容又は本報告書2労働環境改善予定の「「いいえ」と した理由」に変更があった場合は、指定管理者は、労働関係法令遵守状況報告書記載事項変更届を 遅滞なく当局に提出してください。
  - 4 最も低い賃金単価は、時給で記入してください。計算方法は以下のとおりです。
    - (1) 時間給の場合・・・時間給を記入
    - (2) 日給の場合・・・・日給÷1日の所定労働時間
    - (3) 月給の場合・・・・月給÷1月の所定労働時間 ただし、以下のものは含まない。
    - ①臨時に支払われる賃金等(出産祝い金等)、②1月を超える期間ごとに支払われる手当(賞与等)、③所定時間外労働、所定休日労働及び深夜労働に対して支払われる賃金、④当該最低賃金において算入しないことを定める賃金(精皆勤手当、通勤手当、扶養手当等)
  - 5 指定管理者は、本報告書1のチェック項目に「いいえ」がある場合は、法令上の義務がない場合 を除き、措置結果報告書を協定締結以後6か月以内(希望提出期限を京都市公営企業管理者上下水 道局長が認めた場合にあってはその期限内)に当局に提出してください。
    - なお、提出期限を延長しようとする場合は、あらかじめ、施設所管課まで御相談いただきますようお願いします。
  - 6 当局ホームページにおいて、「対象労働者明示用」の文書を参考として公表していますので、本報告書1のチェック項目(13)の手続を行う際は、活用してください。
  - 7 本報告書は、施設所管課に提出してください。